当性を欠いて苛酷であり、裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したものと評価するべきである。したがって、本件処分は違法なものとして取り消されなければならない」としている。そして最高裁は上告棄却とされている。元職員が交通違反を起こしたことは厳しく戒められるべきだが、いかに処分するかは別個の問題で、裁量権を有する市長はあらゆる諸事情を考慮し権限の濫用にならないよう判断しなければならなかった。本件処分は違法と判決されているがどう受け止めているか。私は質疑で酒気帯び運転は悪いことだが、処分はおかしいのではないかという反対意見を述べている。さかのぼって給与を払わなければならず、さらに裁判費用、弁護士費用で約三千万円の税金を使った責任を明確にしてもらいたい。

答 当時の市役所職員幹部による懲戒審査委員会で、飲酒運転、酒気帯び運転の処分について協議し、市長として答申を受け、それに基づいて粛々と処分したものです。高裁への控訴、最高裁への上告の費用について議会にお諮りし、議員も賛成された上で、手続を進めてきたと理解しています。市政の執行に伴い問題が生じた場合の裁判の費用は税金で賄われるわけですが、行政執行の過程で、法解釈、判断が分かれるところにいろんな社会の問題が出てくるわけですので、裁判という仕組み、社会制度のもとに、公正な第三者の判断、司法判断を仰ごうということが行政の進め方と思っています。

学校支援のためのボランティアの活動について

土本昌幸　議員
（公明党）

問 学校、家庭、地域が一体となった教育づくりの重要性については言うまでもない。学習補助や部活動指導、安全パトロール等、教育現場でボランティアの活用が必要と考える。ワッショイスクールや見守り隊等が市内全域で定着し、自主的な運営がなされているが、それでは立ち行かなくなってきつつあると思う。行政の支援体制を考えていく必要があるのではないか。

答 いい形でボランティア活動を取り組んでいただくための方向性、方策は、必要と思います。まずは学校管理者と教育委員会がきちんと連携して、ボランティアの方々の状況をつかみ、喜んで活動をしていただける体制づくりをしていかなければならないと考えています。現在、コーディネーターに学校等を回っていただき、課題をつかんで教育委員会として対応していくという形をとっています。また、ボランティア保険、安全のための目立つベスト、のぼり等については教育委員会で対応しています。今後もっと充実するように考えていきたいと思います。

給食センターについて

桜井光男　議員
（21 政会）

問 2年程前にPFI方式によって給食センターを建設する案が出ていたが、その後どうなっているのか。加西市では加西中学校をのぞく3校は給食が実施されていないが、不公平ではないか。今後どのようにされるのか。

答 学校給食については、九会幼児園とともに本格的な検討を始めた時期がありましたが、耐震が急遽入ってきたこともあり、現状遅らせざるを得ない状況です。給食全体を直営でやり続けるのか、民間に委託をするのか。民間委託の場合でも完全民間委託か、公設民営とするのか。直営の場合には、財源の問題が出てきて、この場合もセンターを1センター方式とするのか2センター方式とするのがよいのか。あるいは、単独調理施設の供給能力を上げながら対応というようなことも考えられ、しばらく時間を置かざるを得ない状況の中でいい方法を探り出すことになります。給食を中学校3校がなされていない状況については、かなり変則的で何とかしなくてはいけないとは思っています。

給食センター

市単独事業の現状と取組について

三宅利弘　議員
（21 政会）

問 最近の財政難に伴い、あらゆる面において事業費が削減されている。中でも農政、土木の事業費が随分と削減され厳しい状況。しかし、各校区の区長、農会長からの要望が数多く寄せられている。これらはいずれも市民生活に直接密着した部分。市単独事業のメニューについて、どのようなものがある